

第 5 編 原子力災害対策編

第1節 総則

1 計画の目的

本市は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会。以下「指針」という。）で目安とされている原子力災害対策重点区域の「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）」のいずれにも含まれていないことから、原災法に基づく市地域防災計画を策定する義務はない。（滑川－志賀原子力発電所間約60km）

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、本県の最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り軽減するため、想定される事態に対応できるよう対策を講じることが必要であり、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう防災関係機関等と連携し、万全の体制を整備することが重要である。

また、指針では、U P Zの目安である原子力施設から概ね30kmの範囲外であっても、放射性物質の吸引等を避けるために、屋内退避などの防護措置が必要となる場合があることを想定して、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）」の導入が検討されることから、本市と最寄りの原子力施設である「志賀原子力発電所」は約60km離れてはいるものの距離に捉われない対策が必要となってくる。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原災法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出された場合を想定した事前対策、応急対策及び中長期対策等に関し、必要な措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務を遂行することによって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、本市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び富山県地域防災計画（原子力災害編）に基づき、必要な対策について講じるものである。

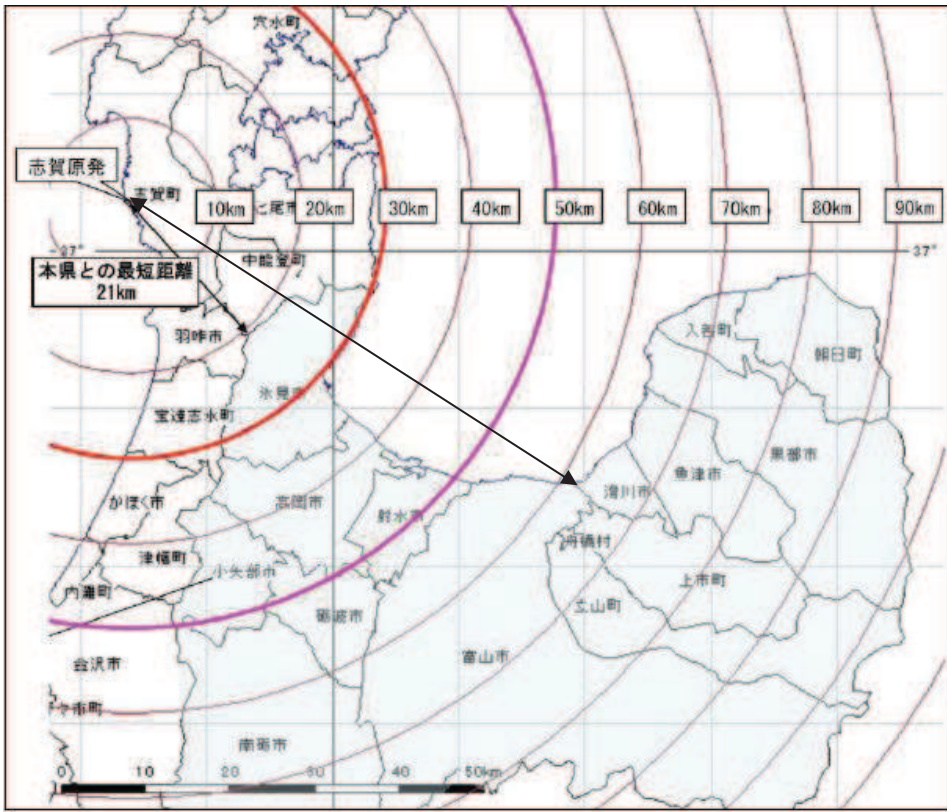
なお、本編に定めるもの以外に必要な事項は、他編の各章・各節に準じた対策を適用するものとする。

3 計画の基礎とすべき災害の想定

(1) 対象となる原子力事業所

事業者名	北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住 1	
号機	1 号機	2 号機
電気出力	54万kW	135万8千kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	159万3千kW	392万6千kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約64トン	約150トン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日

志賀原子力発電所周辺図



(2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

ア 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性

物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

イ 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(ア) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(イ) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

4 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

(1) 緊急事態の段階

緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、県では、指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分している。

ア 準備段階

北陸電力、国、県、氷見市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。

イ 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

ウ 中期対応段階

放射線物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリング解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

エ 復旧段階

その段階への移行期に策定した被災地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じることが重要である。このため、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定ができる体制を構築する。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある、緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、指針においては、表1のとおりである。また、指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、市民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、石川県等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、指針において、図1及び表2のとおりまとめられている。

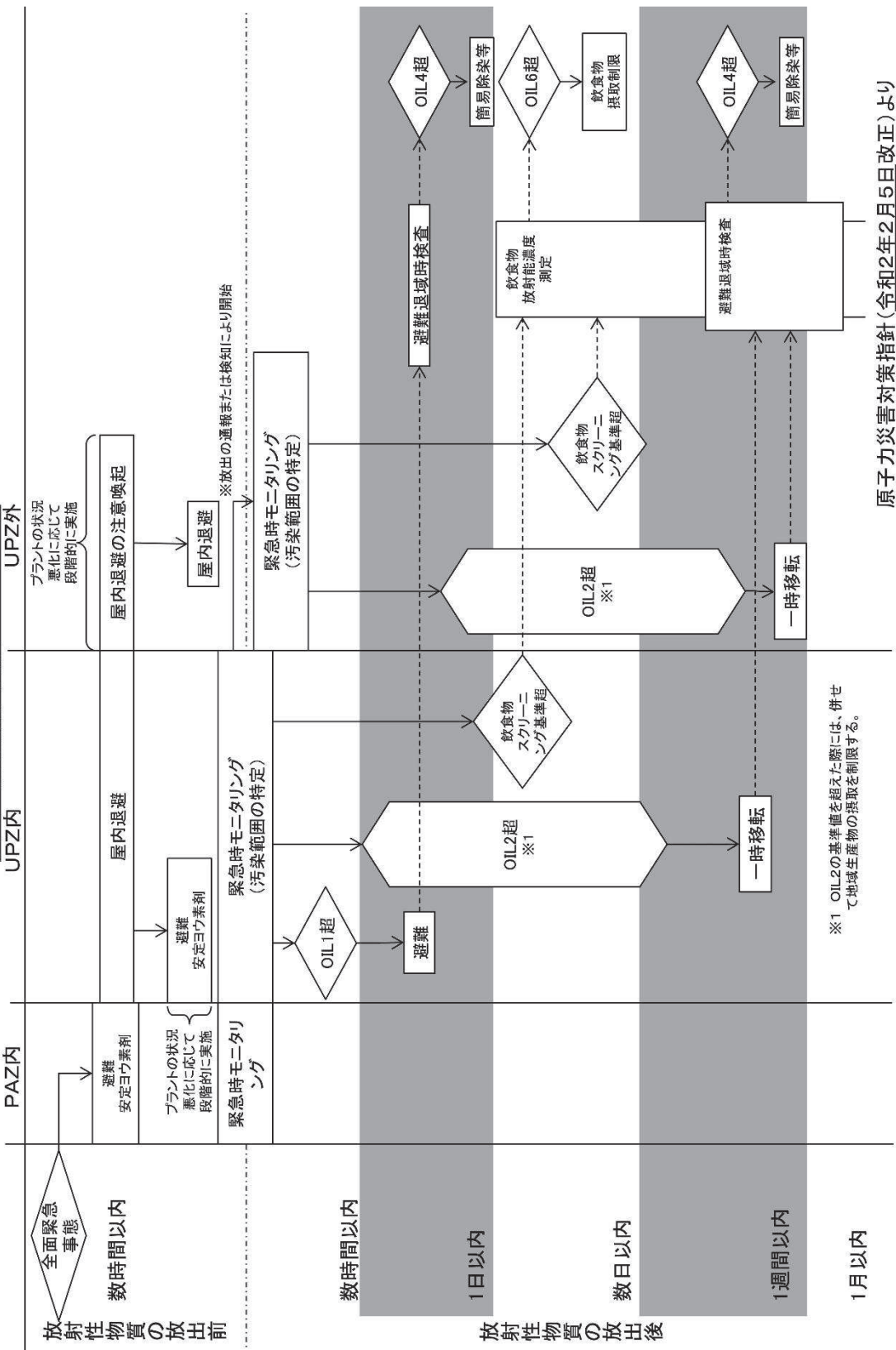
表 1

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

書式等	事業主体	PAZ(半径5km)				UPZ(半径5~30km)				UPZ外(半径30km~)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
書式等	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	・防護措置	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	・要員参集等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・避難【 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・緊急時モニタリングの準備	-	-	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・報道機関等を通じた情報提供のための調整	・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
緊急事態区分	原子力事業者	・要員追加参加	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・避難【 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	・屋内避難【 ・自治体に屋内避難準備を指示	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	・要員参集等の避難受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	地方公共団体	・要員追加参加 ・国及び地方自治体へ要請	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・避難【 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・屋内避難【 ・自治体に屋内避難準備を指示 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備及び支援	・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員追加参加 ・現地派遣の準備	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・避難【 ・自治体に要配慮者等の避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 ・安定ヨウ素剤の服用を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	-	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・屋内避難【 ・自治体に屋内避難の実施を指示 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備及び支援	・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
緊急事態区分	原子力事業者	・要員追加参加	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・避難【 ・要配慮者等の避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 ・安定ヨウ素剤の服用を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	-	・国及び他の自治体に応援を要請	・緊急時モニタリングの実施	・屋内避難【 ・自治体に屋内避難の実施を指示 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	・要員参集等の受け入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	地方公共団体	・要員追加参加	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・避難【 ・自治体に要配慮者等の避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 ・安定ヨウ素剤の服用を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	-	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・屋内避難【 ・自治体に屋内避難の実施を指示 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備及び支援	・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員追加参加 ・現地派遣の準備	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・避難【 ・自治体に要配慮者等の避難の実施(移動が困難な者の一時避難を含む)を指示 ・安定ヨウ素剤の服用を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	-	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施 及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・屋内避難【 ・自治体に屋内避難の実施を指示 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・自治体への情報伝達 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備及び支援	・自治体に要配慮者等の避難受け入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	原子力事業者	・要員追加参加	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-

原子力災害対策指針(令和2年2月5日改正)より

図1 防護措置実施のフローの例



原子力災害対策指針(令和2年2月5日改正)より

表2

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

	PAZ(～概ね5km)※1			UPZ(概ね5～30km)			UPZ外(概ね30km～)		
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L 1	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	
	地方公共団体	-	-	【避難】 ・避難の実施	-	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	
	国	-	-	【避難】 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの取組が困難な者の一時避難を含む)を指示	-	-	-	【避難】 ・(遠)避難の実施 ・(	

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

原子力災害対策指針(令和2年2月5日改正)より

5 原子力防災対策を重点的に実施すべき区域

(1) 指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域については、指針によれば、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域（「原子力災害対策重点区域」）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに準じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね5km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

指針によれば、「UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照すべき事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）

指針によれば、「UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じてU P Z外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。」とされている。

(2) 本市における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

指針に位置づけられている緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）は、発電所から概ね半径 30 k m の圏内とされており、本市は、発電所から約 60 k m に位置する。

しかし、指針では、U P Z 範囲外においても、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要がある場合を想定して、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）の導入が検討されることとなっている。

P P A の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方等については、今後、国が示す指針を踏まえて、県の地域防災計画（原子力災害編）が再改定されることとなっており、その結果を踏まえて、必要に応じ、避難者の受入れをはじめとした原子力防災対策を実施する。

第2節 災害事前対策計画

関係各部

1 基本方針

災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備並びに原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集並びに連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。

また、夜間・休日等の勤務時間外への対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器）や連絡先を確保しておく。

イ 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じ、車両及び移動系防災行政無線などを活用した情報収集体制の整備を図る。

ウ 連絡調整会議への出席

市は、県が開催する県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議に出席し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

(2) 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

ア 防災行政無線の確保・活用

市は、市民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

イ 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

ウ 通信輻輳の防止

市は、関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。また、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と調整を実施する。

エ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図るものとする。

オ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

3 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制の整備

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

(2) 災害対策本部体制の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態[※]宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

※ 原子力緊急事態

原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量（2地点以上又は10分間以上継続））以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。

原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

(3) 防災関係機関相互の連携体制の整備

市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

4 避難収容活動体制の整備

(1) 避難所等の整備

ア 避難所等の整備

市は、学校及び公民館等公共的施設を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。また、市は、避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者（避難行動要支援者）等に十分配慮するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、市民等の避難及び広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備に努めるものとする。

ウ コンクリート屋内退避体制の整備

市は、コンクリート屋内退避施設について、県等と連携し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

エ 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど、要配慮者（避難行動要支援者）にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

オ 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保する。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）への配慮にも留意する。また、必要に応じ避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(2) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

要配慮者（避難行動要支援者）及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者（避難行動要支援者）に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「避難行動要支援者の安全確保」に準じる。

(3) 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(4) 避難所・避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

5 救助・救急及び防護資機材等の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

(2) 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

ア 市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

イ 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県と相互に密接な情報交換を行う。

6 市民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報項目の整理

市は、国及び県と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の状況や場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、市民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時からわかりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 施設等の整備

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線、防災ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

(3) 市民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4) 要配慮者（避難行動要支援者）等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者（避難行動要支援者）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(5) 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信者、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、ケーブルテレビ、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

7 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発

(1) 市民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、市民への原子力防災知識の普及と啓発にあたっては、理解を深めるため、わかりやすい言葉での表記による資料の作成や説明を心がける。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- キ 要配慮者（避難行動要支援者）への支援に関すること
- ク 緊急時に取るべき行動
- ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

(2) 防災教育の充実

市は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者（避難行動要支援者）に十分に配慮することにより、地域において要配慮者（避難行動要支援者）を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

(4) 居場所と連絡先の災害対策本部への連絡に係る市民に対する周知

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。

8 防災業務関係者の人材育成

市は、県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

9 防災訓練の実施**(1) 訓練計画の企画立案への参画**

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ市民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第3節 災害応急対策計画

関係各部

1 基本方針

原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、以下に示した対策に準じて対応するものとする。

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

原子力施設において警戒事態や施設敷地緊急事態が発生した場合、市は県より連絡を受けるとともに、受けた事項について関係機関に連絡する。

(2) 応急対策活動情報等の連絡

市及び県は、施設敷地緊急事態発生後において各々が行う応急対策活動及び被害状況等について相互の連絡を密にする。

3 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

ア 警戒態勢をとるために必要な体制の整備

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合などにおいて、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒態勢をとることとし、災害警戒連絡会議を開催する。

(ア) 開催基準

市は、以下の事態が発生した場合は、災害警戒連絡会議を開催する。

- a 警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合
- b 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生には至らない場合でも、総務部長が対策を行う必要があると認めた場合

(イ) 組織

災害警戒連絡会議の組織は、以下のとおりとする。

- a 主 宰・・・総務部長
- b 構成員・・・各部主管課長
- c 事務局・・・防災危機管理長、建設課長、消防署長

(ウ) 役割

災害警戒連絡会議が協議・決定すべき事項は、概ね以下のとおりとする。

- a 被害規模を推定するための速やかな情報の収集
- b 災害応急活動に要する職員の招集・配備

(エ) 解除基準

災害警戒連絡会議の解除基準は、以下のとおりとする。

- a 災害警戒連絡会議が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- b 災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害対策本部の設置等

(7) 設置基準

市は、以下の事態が発生した場合には、災害対策本部を設置する。

- a 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- b 原子力災害時の応急対策にあたり、市長が必要と認めた場合

(イ) 災害対策本部設置場所、組織系統、任務分担等は、第1章第1編第7節「災害対策本部」に準じる。

(ウ) 廃止基準

災害対策本部の廃止基準は、以下のとおりとする。

- a 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合
- b 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合

(2) 防災業務関係者の安全確保

市は、県と連携し、必要に応じて、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク等の防護資機材の装着等必要な措置を講じる。また、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。

4 避難等の防護活動

(1) 屋内退避、避難等の防護活動の実施

ア 屋内退避

屋内退避は、市民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合は、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

UPZ外に立地する本市においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて市民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効

果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。

イ 避難及び一時移転

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

UPZ外に立地する本市においては、放射性物質の放出後、OIL1及びOIL2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

【避難・一時移転の基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(2) 避難に資する情報の提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、県等と情報交換する。

(3) 市町村を越えて避難する場合の受入先の市町村との協議

市は、国、県及び近隣市町村より広域避難受け入れ等の支援要請があった場合、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。

5 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

- (2) 市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

6 緊急時医療活動

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、汚染等緊急被ばく医療について協力する。

7 市民等への的確な情報伝達活動

(1) 市民等への情報伝達活動

ア 市民等への広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感には感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

イ 実施方法等

市は、市民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備し、多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について繰り返し伝達する。

- (ア) 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- (イ) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測
- (ウ) 各区域あるいは集落別の市民の取るべき行動の指示

(2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第4節 災害中長期対策計画

関係各部

1 基本方針

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、以下に示した対策に準じて対応する。

2 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において市民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

3 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

4 被災者等の生活再建等の支援

(1) 被災者の生活再建等に向けた支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 被災者の自立に対する援助、助成措置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

5 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、風評被害等が生じないように、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

6 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

7 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県とともに、市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。